

3 畜産第 420 号
令和 3 年 8 月 2 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省畜産局長

「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正
について

今般、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年農林水産省令第 48 号）の施行に伴い、結核が家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条に基づく検査の対象から除外されたことを踏まえ、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 9 条の 2 に基づく獣医師による診断時の検査における結核の取扱いについて、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について」（平成 4 年 11 月 19 日付け 4 畜 A 第 2650 号農林水産省畜産局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しますので、御承知いただきますとともに、本件の周知につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。



(別紙)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について（平成4年11月19日付け4畜A第2650号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について (略)</p> <p>1 家畜改良増殖法第9条の2に規定する獣医師の診断</p> <p>家畜体内受精卵の採取の用に供する雌畜又は家畜卵巣の採取の用に供する雌畜（そのとたいから家畜卵巣を採取する雌畜を含む。）の診断に当たっては、<u>特に</u>臨床症状に留意し、病歴、遺伝形質（異常産子の分娩状況）、繁殖成績及び疫学関連事項（疾患の発生状況、ワクチン接種等防疫処置の実施状況、家畜の移出入の状況等）について、<u>直接</u>当該家畜の飼養者等から状況を聴取するとともに、原則として、衛生検査証明書等の書類の検討を行い <u>「削る。」</u>、それらの総合所見により家畜改良増殖法施行規則第13条の2に規定された伝染性疾患及び遺伝性疾患の有無を判定するものとする。 <u>「削る。」</u></p>	<p>家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について (略)</p> <p>1 家畜改良増殖法第9条の2に規定する獣医師の診断</p> <p>家畜体内受精卵の採取の用に供する雌畜又は家畜卵巣の採取の用に供する雌畜（そのとたいから家畜卵巣を採取する雌畜を含む。）の診断に当たっては、臨床症状に留意し、病歴、遺伝形質（異常産子の分娩状況）、繁殖成績及び疫学関連事項（疾患の発生状況、ワクチン接種等防疫処置の実施状況、家畜の移出入の状況等）について直接当該家畜の飼養者等から状況を聴取するとともに、原則として、衛生検査証明書等の書類の検討を行い、<u>更に細密検査を行って</u>、それらの総合所見により家畜改良増殖法施行規則第13条の2に規定された伝染性疾患及び遺伝性疾患の有無を判定するものとする。<u>この場合、細密検査は、とたいから家畜卵巣を採取しようとする家畜以外については、少なくとも結核病について、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1により実施するものとする。</u> <u>ただし、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条又は第31条の規定により結核病の検査を受け、その結果に基づき結核病にかかっていない旨の同法第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）の証明書を有するものにあつては、細密検査を省略することができるものとする。</u></p>

附 則

この通知は、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和3年8月2日）から施行する。

4 畜 A 2650 号
平成 4 年 11 月 19 日

農林水産省畜産局長

(最終改正：令和 3 年 8 月 2 日 3 畜産第 420 号)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の運用について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 47 号）の施行については、平成 4 年 11 月 19 日付けで 4 畜 A 第 2652 号をもって農林水産事務次官から依命通達されたところであるが、その細部については、下記事項に留意の上、関係者への周知徹底、指導等その円滑かつ適切な実施に努められたい。

なお、「家畜改良増殖法第 9 条の 2 に規定する獣医師による診断に関して留意すべき事項について」（昭和 59 年 6 月 28 日 59 畜 A 第 2355 号農林水産省畜産局長通達）は廃止する。

記

1 家畜改良増殖法第 9 条の 2 に規定する獣医師の診断

家畜体内受精卵の採取の用に供する雌畜又は家畜卵巣の採取の用に供する雌畜（そのとたいから家畜卵巣を採取する雌畜を含む。）の診断に当たっては、特に臨床症状に留意し、病歴、遺伝形質（異常産子の分娩状況）、繁殖成績及び疫学関連事項（疾患の発生状況、ワクチン接種等防疫処置の実施状況、家畜の移出入の状況等）について、直接当該家畜の飼養者等から状況を聴取するとともに、原則として、衛生検査証明書等の書類の検討を行い、それらの総合所見により家畜改良増殖法施行規則第 13 条の 2 に規定された伝染性疾患及び遺伝性疾患の有無を判定するものとする。

2 家畜改良増殖法第 11 条の 2 第 3 項の家畜卵巣の採取

と畜場における家畜卵巣の採取に関しては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 家畜卵巣を採取する者は、と畜場の開設者、管理者、と畜検査員その他の関係者と家畜卵巣の採取について事前に協議を行った上で家畜卵巣を採取するものとする。

(2) 家畜卵巣を採取する者は、と畜検査員による内臓の検査がすべて終了した後に家畜卵巣を採取するものとする。

なお、採取した家畜卵巣のと畜場外への持ち出しは、採取家畜に係るすべてのと畜検査結果が合格と判定した後とすること。ただし、と畜場法施行令第 3 条の 2 第

1項第2号により行う場合は、この限りではない。

- (3) 家畜卵巣を採取する者は、獣医師又は家畜人工授精師であるが（家畜改良増殖法第11条の2第3項本文）、家畜卵巣の採取を的確かつ衛生的に実施することができると認められる者が、獣医師又は家畜人工授精師の十分な指示の下に、機械的に家畜卵巣の採取を補助することをさまたげるものではない。
- (4) 家畜卵巣を採取する者は、採取に係る雌畜が獣医師の診断を受け、診断書の交付を受けたものであることを確認しなければ、当該雌畜から家畜卵巣を採取してはならないとされている。この診断は、家畜体外受精卵の生産を行おうとする者が当該雌畜の飼養場所やと畜場に派遣した獣医師によって行われるものであり、と畜検査員に診断書や証明書の類を要求してはならないものとする。
- (5) 家畜卵巣を採取する者は、と畜場に立ち入る際には、と畜場の衛生の保持に十分配慮するものとする。